

児童手当制度改正で手続きが必要となる人は

制度改正により想定されるケース一覧

	想定されるケース	
改正により新たに 受給資格が生じる方	①	所得上限限度額超過により児童手当（特例給付）の支給対象外となっている方
	②	中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
改正により受給額が 増加する受給者	③	所得制限限度額以上で特例給付を受給されている方
	④-1	支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と、中学生以下の児童を養育している方
	④-2	支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している方
	⑤	現行でも多子加算を受けていて、改正後に手当額が増額される方 ※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く
	⑥	現行は多子加算は適用されていないが、改正後は適用され手当額が増額する方 ※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く
	⑦	新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子があり、高校生年代までの児童の合計人数が3人以上になる方
公務員	⑧	児童の保護者（生計維持者）が公務員の方

上記受給者の手続き案内等について

番号	手続	案内	手続き方法等
①	必要	○	①に該当する方には、 <u>8月中に郵送にて必要書類を同封し、案内いたします。</u>
②	必要	○	②に該当する方には、 <u>8月中に郵送にて必要書類を同封し、案内いたします。</u>
③	不要	×	③に該当する方は、今回の改正に伴う手続きは不要です。令和6年中に児童手当額確定（増額）の通知をお送りします。
④-1	不要	×	④-1に該当する方は、今回の改正に伴う手続きは不要です。令和6年中に児童手当額確定（増額）の通知をお送りします。
④-2	必要	○	④-2に該当する方のうち、 <u>支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童について町が公簿等で確認ができる方のみ、8月中に郵送にて必要書類を同封し、案内いたします。</u>
⑤	不要	×	⑤に該当する方は、今回の改正に伴う手続きは不要です。令和6年中に児童手当額確定（増額）の通知をお送りします。
⑥	不要	×	⑥に該当する方は、今回の改正に伴う手続きは不要です。令和6年中に児童手当額確定（増額）の通知をお送りします。
⑦	必要	○	⑦に該当する方のうち、 <u>町が公簿等で確認できる新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方のみ、8月中に郵送にて必要書類を同封し、案内いたします。</u> ※案内があっても受給者に経済的な負担等がない子の場合は該当しません。
⑧	-	×	⑧に該当する方は、勤務先が児童手当の手続き先になります。 今回の改正に伴う手続きや時期などについては勤務先にご確認ください。